

今から未来へ 安心をお届け

見守りあんしん サポート事業



いざというとき、あなたの終活を
しっかりサポート

権利擁護センター

高松市社会福祉協議会

見守りあんしんサポート事業とは

頼れる親族などがいない方が、判断能力があるうちに、高松市社会福祉協議会と契約を結び、日ごろの見守りや死後の事務を行うことで、安心して生活していただく事業です。

対象となる方

下記のすべての要件を満たす方

- ・ 高松市内にお住まいの方
- ・ 単身で70歳以上の方、または本人を含む同居のご家族がすべて70歳以上の方
- ・ 契約内容を理解し、ご利用を希望される方

※ 生活保護を受給している方、原則子どもがいる方は利用できません。

事業内容

見守りあんしんサポート事業のご利用にあたっては、「見守りサービス」と「死後事務委任契約」が基本のサービスとなります。また、ご希望に応じて「あんしんサービス」（選択サービス）のご利用も可能です。ご利用料とは別に、死後事務にかかる費用として預託金が必要です。

見守りあんしんサポート事業（基本サービス）		利用料
見守りサービス	定期的な自宅訪問または電話連絡による状況確認（原則、月1回程度）	契約時事務手数料 50,000円
死後事務委任契約	契約時に作成した公正証書の内容に基づいてお手伝いします 例) ✓ 葬儀・埋葬の執り行い ✓ 死後の入院費・施設料の支払い、事務手続き ✓ 家財処分 ✓ 葬儀費用や埋葬費用の支払いなど	月額料金 12,000円

あんしんサービス（選択サービス）

項目	サービス内容（下記は一例です）		利用料
日常的な生活支援	福祉サービス利用援助	手続き支援	1時間あたり 2,500円
日常的な金銭管理支援	預金の払い戻し	公共料金等の各種支払い手続き	
入退院（所）時支援	契約立会等の事務手続き	主治医への情報提供	
保証機能	緊急時連絡先	預託金等による入院（所）費用の支払い	
書類預かり	通帳等重要書類の預かり	年金証書、権利書、鍵等預かり	1カ月あたり 1,000円

死後事務委任とは

「私にもしものことがあった時には、あなたに死後の事務手続きをお願いしますよ」と頼んで契約しておくことを**死後事務委任**といいます。自分の死後、契約通りに実行してくれる信頼できる相手に依頼することが重要です。



預託金とは

お亡くなりになった後は、葬儀や諸手続きに費用がかかります。見守りあんしんサポート事業では、その費用を事前にお預かりした**預託金**で対応します。預託金とは、死後に発生する費用のために、ご契約前にご希望の業者より各種の見積もりを取り、必要な額を算出して、高松市社会福祉協議会に預入していただくお金のことです。預託金額の一部は執行の事務手数料にあてられます。

預託金	500,000円以上から預入可能
使用項目例) 葬儀実費費用、家財処分、必要経費等の支払い、行政官庁等への諸届等	具体的使用の一例) ①家財処分=300,000円～ ②直葬(火葬)費用 220,000円～
	合計 520,000円 + 事務手数料

※上記はあくまで一例です。

死後事務委任契約公正証書とは

ご契約時に、葬儀や埋葬方法、預託金の処理などについて細かく取り決めた**死後事務委任契約公正証書**を作成していただきます。お亡くなりになった後は、契約内容に基づいて死後事務を行います。

ご利用までの流れ

契約後は、見守りサービスを実施。身体機能や判断能力の低下など、利用者さまの状況やご希望に合わせて、介護保険、日常生活自立支援事業、成年後見等、総合的な支援につなぎます。

※相談から契約締結までに6ヶ月程度かかる場合もあります。

相談

面談

契約準備
(支援計画書の作成等)

各種見積もりの作成

契約締結
預託金預かり
公正証書の作成

サービス開始

権利擁護センター のさまざまな事業

成年後見支援事業 成年後見制度とは、判断能力が不十分となった方について家庭裁判所に申し立てを行うことで本人を支援する人（成年後見人等）が選ばれ、本人に代わって法律行為ができるようになる制度です。権利擁護センターでは成年後見に関するご相談にも対応しています。

日常生活自立支援事業 認知症、知的障がい、精神障がい等により、福祉サービスの利用や日常生活に必要なことについて、自分ひとりで判断することが難しく、お困りの方に対して、安心した暮らしが送れるよう、金銭管理支援等のお手伝いを契約を通して行います。

社会福祉協議会（通称「社協」）は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とする非営利の民間組織です。1951年に制定された社会福祉事業法（現「社会福祉法」）に基づき、設置されています。高松市社会福祉協議会では地域の方々と協力し、高齢者や障がい者の在宅生活を支援するため、さまざまな福祉サービスを行っています。

いるほか、多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえ、創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

ご寄付のお願い

高松市社会福祉協議会では、みなさまからの寄付を受付しております。お祝い事や香典等の慶弔金のお返し、遺贈による寄付（生前に遺言書で相続財産の一部を寄付することを決めておく）等、みなさまからお寄せいただいた寄付金は、地域福祉の充実のために活用させていただきます。また、児童福祉に使ってほしい等、目的別寄付も可能です。

社会福祉法人 高松市社会福祉協議会

権利擁護センター

[TEL] 087-811-5250

[所在地] 高松市福岡町二丁目24番10号

[受付時間] 8:30～17:15（土日祝を除く）

